

児童保護事業の成立とその社会的背景

—育児事業の経営・運営内容の

考察を中心として—

大友 昌子

本稿は児童保護事業の推移発展の中で、特に育児事業をとりあげその成立当時の経営、及び運営に焦点をひきながら近代社会事業成立の一端を考察しようとするものである。本稿は又、本誌16号(1973年)においてとりあげた拙稿「養護施設の設立とその社会的背景——養護施設設立目的の考察を中心として」をふまえて、我国における施設発展までの一断面を管見するものである。

日本社会事業が大正7年米騒動を契機としての発展の方向に向うことは既に指摘されているところであるが、本稿ではその発展以前の状況、明治以降大正7年までを述べることとなる。この時期の社会事業の特質は、その後の日本社会事業発展の礎となり、その性質をある程度規定していくこととなつたと思われからである。

施設経営及び運営の変遷については、いくつかの施設について個別研究が若干なされており、又施設自体が中心となつて編纂した一施設の歴史をまとめたものが数多く出されている。しかし、まとまつた施設史を出し得ない状況下のものや、すでに廃止されてしまつた施設については、これらが我国の社会事業を形成してきた大くの部分を占めるものであるにもかかわらず、仲々、我々の視野に入つてこないのが現状である。本稿では、先の拙稿「養護施設の設立とその社会的背景」と同じく、大量観察的な方法を以つて、明治から大正にかけての施設経営と運営についての特質を、大正9年版「日本社会事業名鑑」(中央慈善協会編纂)と若干の資料によつて考察しようとするものである。

本書のうち、育児事業の項をとりあげて、これを整理分類することによつて上記課題の一端をみることにしたい。

本書はその凡例に次のように記されてあるので資料の性質を明らかにするため抜き書きする。「一本書は内務省、朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東都督府の所管に属する出獄人保護事業の性質、組織、沿革現況の概要を編輯せるもの、而して叙上諸社会事業は

各所管の官庁に、出獄人保護事業は道府県の連合会若しくは直接に報告を依来して蒐集せるものなり。一、本書には出来得る丈現存の諸事業を洩れなく収録する予定なりしも、報告を得ざりしか為、其全部を網羅することを得ざりしを遺憾とす。一、本書収録の諸統計は東京府に在りては大正7年度末、其他に在りては大正6年度末現在による。而して同年度以後に新設せられたる諸事業も努めて之を収録せり。各年度は各事業に依りて或は暦年度に或は会計年度に依るありて一致せず。」

1. 育児事業創立の担い手について。

育児事業創立の担い手について上記「日本社会事業名鑑」を整理し、次のような一表を得た。創立主体は、その性格及び創立当時の状況を適格に表わすことがむづかしいが、分類整理により、次の28種の創立主体を得た。

- 1.個人
- 2.有志数人
- 3.仏教寺院あるいは住職単独にて創立
- 4.仏教各宗寺院及び篤志者の共同
- 5.仏教会、仏教同志会
- 6.感恩講
- 7.仏教信託者単独にて
- 8.仏人あるいは仏国系キリスト教団体
- 9.米人あるいは米国系キリスト教団体
- 10.カナダ人あるいはカナダ系キリスト教団体
- 11.英人あるいは英国系キリスト教団体
- 12.キリスト教修道院、キリスト教教会
- 13.キリスト教信託者の有志、教会婦人会
- 14.キリスト教信託者単独にて
- 15.天理教教庁
- 16.市長、警察署長など地方有力者
- 17.朝鮮総督府
- 18.東京市
- 19.軍人遺族救護団体
- 20.慈善協会

- 21.保育会
- 22.鉄道青年会の付属事業
- 23.平安徳義会（社会の安寧、救恤を目的とする団体）
- 24.婦人協会（慈善救済及び婦徳修養を目的とする団体）
- 25.兵神明道協会（皇教）
- 26.既存施設の分院として
- 27.既存施設の合併として
- 28.不明

施設創立には、多くの人々と、様々な条件が交錯しあうものである。このような分類は、個別の条件、状況を捨象しすぎる欠点もあるのだが、大ざっぱな施設設立の担い手について概観しうることができよう。

本書でみられうる、最も古い施設は台湾における文久2年設立の、ローマンカソリック・セント・インフアンシーであるが、これを除くと、石川県において元治元年に設立された小野慈善院が、最も古い。しかし、小野慈善院は、大正2年に始めて、児童のみを収容する幼年部を設置したので、それまでは、老幼健不健の別なく一棟の下に収容していたのであつたから、これを以て育児事業の始めとする事は適切でないともい得る。次に設立されるのが、神奈川県における董女学校で明治6年の設立、次が明治7年設立の、長崎県における浦上養育院、明治10年が、兵庫県における女子教育院と続く。いずれも天主教を教義とし、董女学校、女子教育院は仏国人ないしは仏国系の天主教団体によつて設立されたものである。これらによつて育児事業の創立期は天主教の諸団体、信仰者によつて担われたということができよう。これらは又、仏国系の人々、団体によつて開かれたことも注意を喚起するところであろう。大正5年現在で、仏国人ないしは仏国系天主教団によつて設立された施設数が14であるというのも、他のキリスト教を基盤とする諸施設の中でも、数の多さにおいて目立っている。これらの施設は明確に児童救済の意図を以て設立されたものであつた。しかし児童救済を行つていたのは、これらの施設だけではなく、先の小野慈善院にみられたような老幼病弱健不健の別なく収容する形態の施設も若干は併存していた。

創立期に、キリスト教の諸団体によつて、主として、外国の財源を基として、担われた育児事業は、地域別では、長崎県、静岡県、宮城県、北海道など、全国に散在している。

次に続く時期として第1表にもみられるように、明治期の施設設立は明治31年から40年の10年間に

集中しており、74施設を数える。このうちの31施設が仏教関係の寺院、篤志家、諸団体によつて設立されている。創立期にキリスト教諸団体によつて担われた育児事業は明治期の中期から後期にかけて、仏教関係の人々が、その中心的役割を果たすようになる。施設の設立運動には、社会的にその必要性を訴えたり、設立者のもつ熱情が、周囲にいる人々の心を動かすというような要素が重要な役割を持つているので、一つの地方で集中的に施設設立がなされたり、同じような思想基盤に立つ人が、あいついで施設設立を企画するといった連作的な傾向を内包しているように思われる。もちろん、救済対象の増加と深刻化が、施設設立の第一要素であることはいうまでもない。

しかしながらこの時期に仏教関係者によつて多くの施設設立がなされたことは、このような連作的傾向を施設設立運動が内包しているということ、ただちに否定することもできないように思われる。仏教関係者による設立の2、3の例をあげると、新潟育児院は「明治32年3月、新潟市の各寺院発起の下に設立し、」同じ新潟県における各宗魚沼孤児園は「明治35年9月設立。小千谷町の僧侶佐藤宗運、橋本教我及同町医師山本晋等相謀り、貧児の養育を目的として設立す。創立以来会員たる各寺院は年々米二十俵を醸出し、又毎月一回各寺院托鉢をなして金米を蒐め、以て会の基礎を強固ならしむ」これらは設立当初より、共同経営の形態で、あるいは、共同責任を担うことを前提として一部の人々に托せられるという形態で発足している。京都市における京都救済院は、僧侶単独による創設の一つの形態を示している。「明治33年3月、天台宗僧侶津田明巖の設立に係る。是より先代某貧家の一児が悲惨なる状態に在るを見て同情の念禁ずる能わず、遂にこれ預りて教養せり。当時氏は未だ斯程事業を經營するの念あらざりしも、氏が一児を教護するを伝へ聞きて貧家の児童を依託するもの続出するに至れり。是に於て遂に鳥尾子爵及其他の援助を得て本院を開設したるなり。」これは、一貧児を預つた事が契機となつて、救済対象の増加により施設へと発展していつた例である。個人の力による設立のなかにはこのような推移で施設へと発展していつたものが少なくなつた。

このような施設設立の相互の関連性については本書資料をみる限りでは判断しえないが、全国的な視野で

育児事業創立母体の分類

創 立 主 体	文久2年 慶応3年	明元 5	明6 10	明11 15	明16 20	明21 25	明26 30	明31 35	明36 40	明41 45	大元 5	不 明	計
1.一 個人	1				2	1	5	14	7	2	1		33
2.有志者						1		1	2				4
3.仏教寺院，あるいは住職単独にて					1			7	3		1		12
4.仏教各宗寺院，及び篤志者の共同				2			1	8	6		2		19
5.仏教会，仏教同志会								1	3				4
6.感恩講									1				1
7.仏教信仰者単独にて									2				2
8.仏人あるいは仏国系キリスト教団体	1		2	3	1	1	3	1	1		1		14
9.米人あるいは米国系キリスト教団体										2	1		3
10.カナダ人あるいはカナダ系キリスト教団体										2			2
11.英人あるいは英国系キリスト教団体						1							1
12.キリスト教修道院，教会						1				1			2
13.キリスト教信仰者の有志，教会婦人会							2						2
14.キリスト教信仰者単独にて			1		1	1	1						4
15.天理教 教 庁										1			1
16.市長，警察署長など地方有力者							1	1					2
17.朝鮮総督府										1			1
18.東京市										2			2
19.軍人遺族救護団体									1				1
20.慈善協会										1			1
21.保育会													1
22.鉄道青年会の付屬事業								1			1		1
23.平安徳義会（社会の安寧，救恤団体）							1						1
24.婦人協会（慈善救済及び婦徳修養団体）								1					1
25.兵神明道協会（皇教）					1								1
26.既存施設の分院							1	1	1	2	4		9
27.既存施設の合併											1		1
28.不明						1	1	1	4		3	2	14
計	2		3	5	6	9	14	39	35	11	14	2	140

注：大正9年「日本社会事業名鑑」（中央慈善協会編纂）より作成。

の設立数の推移をみると、この期に仏教者による育児事業の設立が集中していることは仏教界の動向とも関連していると思われる、さらに検討を要することと思われる。本稿では、この点に関しては別稿にゆずり、表の読みを中心に進めていくこととする。

これまで、キリスト教を基盤とする諸施設又仏教を基盤とする諸施設についての年次別推移を述べてきたが、これら宗教関係の施設は、あわせて大正5年には67施設を数え、全体の約48%を占め、育児事業における宗教関係の人々の果たした役割の大きかつた事が知れる。

次に個人による設立の分類が数的には多くあがってきているが、これらも本書に記述はないが、何らかの宗教的背景を持つている事が予想されるのである。しかし創立時に、独力を以つて事業にあたつている人々が多く、個人の尽力によつて成つた施設は、その経営運営に個人ならでは工夫がなされている。2、3の例をみると、奈良県における大和育児院は「明治26年1月、菅谷五郎の設立に係る。氏に一男あり、其失明するや益々無告の児童に対する同情加はり、遂に孤貧児を救護するの目的を以て本院を創設せしなり。初め仮院舎を氏の住宅前に設け、私財を投じて独力事業を経営せしが、39年4月大和育児院と命名せり。翌40年3月商業部を設置して院児をして筆墨を販売せしめ、42年10月院舎を建築し、大正2年6月頼母子講を組織せり。」又京都市における平安養育院は、「明治38年4月、西陣織物業丹治直治郎が其母故熊谷米子より年末蓄積の金子5万円を与えられたるを以て、之を資金として設立す。」又岡山県における甘露育児院は「明治33年1月設立。現院父津田明導（真宗本派本願寺に属す）曾て奈良県監獄に教誨師たりし時、幼年囚を自宅に教養せし結果、彼等の犯罪は単に彼等の罪のみにあらずして社会の罪なることを感じ、33年1月小田郡笠岡町本林寺内に本院を設立して孤貧児の收容所を開始せり。」この記述からも推察しうるが、実業家やも教誨師あるいは、障害児を持つた父親など、様々な人々が、多様な動機によつて育児事業に着手している。私財を投じあるいは寄付金、賛助金を募つての設立である。これらの人々による育児事業は散発的で相互に関連もなく、極めて把握しにくい側面をもつが、育児発展の礎として、量的に又、質的にも大きな影響を、その後の育児事業に残していつたと思われるのである。

その他、民間人によつて組織された諸団体の設立に

なる育児事業あげられる。軍人遺族救護団体や慈善団体や慈善協会、保育会、平安徳義会、婦人協会、兵神明道協会などである。これらは、育児事業遂行のために組織せられた団体や、社会教化を主目的とし、その事業の一環として育児事業に着手するものなどがある。

以上、育児事業の創立母体について若干の整理考察を試みてきたが、先に述べたとうり、大ざつばな認識を得たばかりであるので、個別の事例研究によつて補われねばならないが、これは今後の課題としたい。

2. 育児事業の経営及び運営について

前項では、創立母体の性格について、考察してきたが本項では、明治から大正初期の育児事業の経営及び運営の特質について若干の考察を試みる。

創立当時の使命感と熱情の時期が終ると、次の課題は、事業維持のための経営と運営の問題に移つてくる。中でも資金の調達、運営経営のためのコンスタントな収入維持は、施設経営の重要な仕事であつた。このために施設経営者は工夫を凝らすのであるが、創立母体の多様な性格に比較すると、施設維持のための経営形態は類型化しうようないくつかの特質を明らかにしてくる。

施設経営について考察する前に、当時の経営規模を、收容児童数によつて、分類したところ次のような表を得た。この表は、大正6年度ないしは7年度現在の收容児童数別施設数であるが、一番少ない施設で1名から、一番多いところは445名を收容している。收容児童数の多いところをあげると、養育院巢鴨分院445名、岡山孤児院茶臼原分院342名、横浜孤児院213名などである。收容児童数が21~30名であるところが27施設で一番多く、11~20名であるところが22施設と続いている。今日の收容規模と大差ないがわずかに小規模施設の占める割合が多いと指適し得ようか。

育児事業の収容児童人数規模別分布

収容人員	施設数
1～10人	17
11～20	22
21～30	27
31～40	12
41～50	11
51～60	11
61～70	7
71～80	3
81～90	2
91～100	3
100～	14
記載なし	1
不明	10
計	140

注：大正9年版「日本社会事業名鑑」より作成。

当時の収容児童数による施設規模には、このように大きな差があるが、経営の収入基盤となる資金の性格に大差はない。以下にあげると、

1. 自己資金
2. 寄付金
3. 会員・賛助員贈金
4. 付属事業として本部より出される資金
5. 県・市・町村より出される補助金
6. 市町村より出される児童委託費
7. 皇室より下附される恩賜金
8. その他、利子、借入金

この時期の施設はこれらの資金源を、単一にあるいは複数に組み合わせ、収入としている。そして施設によって収入基盤の性格が異なる。しかしながら、外国より経営資金のする天主教団体の施設や、大きな仏教団の付属事業としての施設以外は、ほとんどが経営費の主な収入を自己資金と寄付金とに頼っていたのであり、このような、中小の施設経営が大部分を占めていたのである。県・市・町村より出される補助金は、収入の僅かな割合を占めるのみであったし、児童委託費をもらっていた施設は、「日本社会事業名鑑」の中では一施設のみであった。恩賜金にいたっては、成績優秀なる教施設が受けたのみであって、決して収入のコンスタントな資金源としては期待できるものではなかった。それ故、施設経営は独自の方法で維持発展していくことを余儀なくされた。

育児事業の経営を考察するために、ここで当時の経営形態の類型化をすることとするが、限られた資料の中では、実際の経営及び運営の人的構成、その方針等質的な側面を把握する適切なものは得られないので、主に施設の収入基盤の特質によって、これを類型化し経営の一端を伺うこととする。

施設経営の収入源について、先に8種をあげたが、ここで「日本社会事業名鑑」中にみられる「収入」の項をいくつか、例として考察してみる。本書の内容は施設自体が役所へ報告したものであるので、細密なる信憑性については若干の疑義もあるが、大略については、その傾向をみることができよう。

例1. 金沢育児院は明治39年設立。在日本メソヂスト宣教師社団の経営に係るものである。大正7年3月末日現在収容人員78名。収入は次のようである。

収入費目 (大正6年度)	金額	総収入に 対する比率
補給金(メソヂスト伝導会社)	6,250円	93.3%
補助金(内務省)	300	4.5
寄付金	55	0.8
雑	93	1.4
計	6,698	100.0

例2. 玫瑰塾は明治37年設立。仏国サンタ・フアンズ会日本支会の経営。大正7年12月末日現在収容児童28名(貧児)。収入は次のようである。

収入費目 (大正7年度)	金額	総収入に 対する比率
本会より送金	3,960円	87.3%
宣教師財団補給金	220	4.9
補助金(内務省・東京府)	330	7.3
雑収入	26	0.6
計	4,536	100.1

これらの施設は国外の大きなキリスト教団体の支部の一事業として経営されているもので、主として国外にその収入財源を置いている。比較的安定した収入源をもつといえよう。

次は付帯事業を行なつて、収入をはかり、資金の充実をはかろうとする例である。

例3. 山谷孤児院は明治18年設立。個人経営にして、大正6年12月末日で収容児童23名。収入は次のようである。

収入費目 (大正6年度)	金額	総収入に 対する比率
授産部収益(幻燈会 並活動写真会等)	2,136円	100.0%
計	2,136	100.0

本施設は「設立以来、明治34年に至るまで他に寄付を仰がず独力で経営。明治37年より幻燈会並活動写真会等を組織して資金の充実をはかる。」

例4. 東京保育院は明治40年2月設立。個人経営にして、大正7年12月末日現在収容児童8名(孤児2名、貧児6名)。収入は次のようである。

収入費目 (大正7年度)	金額	総収入に 対する比率
事業収入(工芸品 収入・物品販売)	1,520円	96.8%
財産収入	5	0.3
寄付金	10	0.6
雑収入	35	2.2
計	1,570	99.9

この2例、主として施設独自で事業を営み、労働力を収容児童に頼んだ収入を以て、その財源とするものである。

次は寄付金及び賛助会員等の援助及び醸金を以て、主たる収入源とする例である。

例5. 社団法人岩手育児院は明治40年2月設立。岩手県下各宗寺院住職及び篤志者によりて設立せられた社団法人の組織である。大正7年3月末日現在収容児童13名(内男9名、女4名)、収入は次のとおりである。

収入費目 (大正6年度)	金額	総収入に 対する比率
補助金(岩手県)	150円	3.9%
寄付金	3,649	95.3
雑	31	0.8
計	3,830	100.0

例6. 財団法人新潟育児院は明治32年設立。新潟市の各寺院発起の下に設立し、大正6年末の在院児童23名、収入は次のとおりである。

収入費目(大正6年度)	金額	総収入に 対する比率
会員醸金	1,385円	46.0%
寄付金	767	25.5
基金利子	315	10.5
補助金	540	17.9
雑	6	0.2
計	3,013	100.0

この時期には、すでに社団法人、財団法人等、法人施設として、会員及び賛助員を募り一定の会費を以て定収入をはかろうとする施設が多い。上記の2例は、いずれも仏教各宗寺院共同の手になる施設であるが、会員制度をとるものは、共同事業としての施設経営に多くみられる。又、個人経営になる施設であっても、会員制度をとるものも少なくない。

以上、施設経営の収入基盤からこれを類型化すると大きく3種の類型が認められる。例1、例2において示したものは外国の組織。財源の一部に組みこまれているもの。例3、例4は施設自体が独自の生業をもつ家業経営的施設経営、例5、例6は会員制度により広範な人々の醸出金、寄付金による施設経営である。

もちろん、多くの施設は、この6例の如く、明確な経営の特質をあらわすものではなく、各々の収入財源をとりまぜた中間形態を示している。しかしながら、当時の育児事業施設のほとんどが上記3種の収入基盤の上に成立していたことは、ほぼ確認し得よう。

このような施設経営の類型化は、さらに次の課題を用意する。すなわち、育児事業をこのような状況に存在せしめた条件、施設の内部的条件と外部的条件との考察である。

明治国家の富国強兵政策は感化救済事業と相入れぬ政策ではあったが、民間の感化救済事業の興隆には、若干の補助金と篤志家の表彰及び事業の奨励をもって対処した。そして一方施設経営者の側にも、政府の指導と助力をあおごうとする強い志向があったと思われるのである。明治41年の内務省主催による感化救済事業の講習会は予想以上の盛況であつたが、ここでも施設経営については政府の方針は、施設独自の工夫による維持発展の奨励であつた。

施設存立の内部的、外部的条件についての考察は別

の機会にゆずり、ここではさらに当時の施設経営の状況を収入基盤の側面から別の資料によって補っていくこととする。

以下は明治43年6月内務省より出された「感化救済小鑑」から、施設経営の諸例を抜き書きして、当時の施設経営の一端を伺うものである。本書は、明治41年開催された感化救済事業講習会の際、経営に関する参考品の陳列展覧をなしたところ、「各地方の篤志者が遙かに各種有益の参考資料を送致し来れるありて、出品物はために其の場に溢るるの盛況を呈したり。略々主要の資料を網羅し得たりしが故に、一場の陳列も、亦実に我邦感化救済事業の一縮図たるが如きの感ありき。・・・蓋し之れに由りて聊か感化救済の範例とすべき庶般経営の一斑を窺うに使せしむとの意に外ならず」として出版されたものである。

本書に記された限りでの育児事業の収入基盤による経営形態はやはり大きく3つにわけることができよう。1.は外国の資金源によるもの、2.は家業経営的施設経営により自己資金並びに収入の充実をはかるもの、3.は寄付金及び会員餼金を収入基盤とするものの3種である。以下その事例を起す。

1. 外国の資金源によるもの

静岡ホーム（明治40年設立）

資金は過去一ケ年間凡そ一千五百余円を支出したるも些も本邦人の助力に俟たず、総べて北米加奈陀「メソジスト」伝道会社の出資に係るものなりという。

2. 家業経営的施設経営

広島孤児院

現今四十六人の院児を有し、麦稈真田等の類を製作せしめ、之を販売して維持の一端に充つ。一箇年の経費三千余円を支出しつつありといふ。

甘露孤児院（明治33年設立）

事業の一端として麦稈真田の製作、及甘露「はみがき」の製造販売をなし何れも相当の収入を得て、院の維持費を補ひつつありといふ。

北国慈恵院

頼るべなき児童を教養して、業務を授け、徒食の弊を防ぐと共に、他日自営の途を得せしむ。其挙や実に兩得ありといふべし。石川県石川郡に於ける本院の如きも亦此方法を取れり。即ち院児をして或は「旭桜はみがき」を製作販売せしめ、或は色紙を製作せしめて、相当の収入を得せしめ以て経費の一部を補ひつつあり。右の中色紙色板は、十才乃至十四

才の児童をして之に従事せしめ、一人一箇月の製作品売上高は作業全体を平均して六、七円迄に達せりといふ。

四方育児院（明治35年設立）

現在孤児三人不就学児三十余人あり、維持の方法としては国乃光（清涼劑）を製薬して、江湖慈善の士に購買を乞ひ、其純益を以て之に充てつつありといふ。

博愛社（明治23年）

百四十余人の貧孤児を收容して、夫々事業を授け、経営亦見るべきものあり。聞く、明治三十七年に在りては、僅に三百八十四円内外の経費に過ぎざりしも、今や上りて、一万三千円に達したりといふ。以て進運の一斑を知るに足らん。此費用は労働に依りて得たるの金員、社員の協賛金、有志者の寄付金等に依りて之を維持せり。本社製造に係れる状袋の如き販路頗る拡まりて最も有益なる一の生業とせられ、囑望に値するものありといふ。

富士育児院

明治三十七年院内に女子手芸部を設け学業を授くるの傍、「ハンケチ縫」及び「レース編」「サナダ」編等を課して自活の素を養はしむ。是等の手芸によりて院児が一日に得る所の金額拾銭に達し本院経費の大部分を支ふるを得るといふ。

海南慈善会（明治32年設立）

明治四十年に於ける作業収入高は百六十五円余にして、工賃の一部は之を児童に与え、余は会の収入となす。本会に於ては作業として女生徒には紙函を製しめ、男生徒は放課後に団扇骨を製作せしむ。毎日約五十分間之が作業に従事せしむるを例とす。工賃は百本に就き十三銭乃至四銭なり。

日本育児院

院内に労働部を設け、団扇の製造、及び書籍出版等をなせり。本院の経費としては毎月約七百余円を要し、補助金、賛助金、其の他実業部、商業部の収入並に臨時的寄付金に依りて之を維持せり。聞く創立初年の収入は僅に百三十余円に過ぎざりしが、四十年に在ては、収入実に一萬七百五十余円に進みたり、といふ。されば事業発達の程度も亦之を推測するに難からず。

京華養育院

維持方法としては、院長院児相携へて車を挽き、日用雑化学品及本院々児の製造に係れる京華蠟燭等を行商販売し、依て得たる所の利益金を以て之に充

つるの外、会費、喜捨金等を以て之が経費に充てり。
佐世保孤児院

明治三十七年十月、長崎県佐世保仏教各宗連合会の創立に係る。連合会員は毎月数回、托鉢、慈善演芸等をなし又は院児製造の齒磨粉をば院児に行商せしめ、之が収入を以て常費の支弁に充て、更に一部基金の積立をなして院の維持拡張を計れり。

東京仏教孤児院

明治三十九年八月の創立にして、東京市下谷区谷中初音町にあり。院内には附属少年音楽園を設けて、無告の孤児及棄児を教養保護し、之に適當なる職業を授け、将来独立の生活を為すことを得せしむるを以て目的となす。院内をば職工・営業・音楽の三部に分ちて、院児を此に就業せしめ以て資金の充実を図らしむ。

阿波国慈悲院

明治三十二年の開設に係り、孤児・貧児の救済。不良少年の感化及免囚の保護を目的とし、孤児部、感化部の兩部に区画せらる。目下在院者二十九人にして、一面教育を授けると共に、作業及雜貨行商に従事せしむ。就中炭団の製造は、最も有望の事業として学校の放課後には必らず之が製造を為さしめ、昨年製造高は十四万個、此売上金額三百余円に上れり。本年は更に事業を拡張して、既に十四万個以上の製造を見るに至れり。されば少くも三十万個の生産及販売を為すも、亦遠きにあらざるべしと予想せらるといふ。

鳥取育児院（明治39年）

明治四十一年現在六十五人の児童を収容す。是等児童中幼者には保母をして幼稚園的教育を施し、又其の学令に達したるものは之を市立尋常小学校に通学せしめ、帰院後は院舎内外の掃除庭園の手入等を為さしめ、且つ勤労自活の習慣を得せしむるの途として、以来毎日二時間宛製網業に従事せしめ来りしが、本年六月以降は之を編笠製造業に変更従事せしめつゝあり、之れ製笠は製網と異り速に製作し得べく、従つて倦怠の念を起すこと少し、又編笠製作の外に封筒の製作をも為さしめつゝあり。是亦能く児童の趣向に合し良結果を収めつゝありといふ。

これら、家業経営的な施設経営の様想を示す事例を13あげたが、いずれも収容児童を主たる労働力として施設内作業あるいは行商等を生業とし、それによって得た利益で施設維持さらには事業拡張をも

はかり得たことがわかる。これらは、施設経営の成功した事例、あるいは独自の方法によって施設経営を維持した事例として、内務省が「感化救済の範例」としてあげたものである。

3. 会員制度による醸金及び寄付金による施設経営 羽陽仏教育児院（明治37年設立）

山形県西村山郡谷地町の僧侶仲田徳明の主唱により創立せられたるものなり。当時は別に院舎の設けもなく児童の教育は之を民家に托して、僅かに之を鞠育したりしが、教養の上に統一を闕ぎ、且育児の本旨に悖るもの多かりしより、苦辛惨憺の末漸くにして之が院舎を設くるに至れり。附近各宗の僧侶も其情熱に感じて何れも此美挙を賛し、托鉢部隊を組織して各自に行脚の区域を定め托鉢して得る所を之に寄附することとなせり、斯くて毎月一定の期日には、揃の黒笠を戴きて諸々を行脚し、其得たる所の金品は、悉く之を本院に寄せて院の経費に充てたり。県に於ても明治四十一年よりは、毎月五百円を補助することとなれり。該院に於ても亦育児院維持規定なるものを設けて、特別会員及普通会员の制を定め特別会員は毎月五十銭以上、普通会员は十銭以上宛の出捐をなすこととし、県の補助金と合せて向ふ十箇年間の利殖を図り基本金二万円を蓄積せんとし、着々之を實行しつゝありといふ。

豊橋育児院（明治33年設立）

経費は一箇年凡そ三千円を要す。乃ち現収容児童の數五十五人に対し一人平均一箇月五円の割に当る。而して此の経費は基本財産の利子と県及び市の補助金と一般慈善家の寄付金品等に依りて維持せり。本院は又自營的維持の基礎を固くし、且つ収容児童をして独立自活の志気を鞏固ならしめんが為め、本年より一町四反歩の農園を附設し、彼等をして耕耘に従事せしめつゝありといふ。

魚沼孤児園

明治三十五年の創立に係り目下十一人の児女を収容し、托鉢又は喜捨金等によりて之を維持す。

神戸仏教慈善救民院

経営其宜しきを得れば、頽勢も亦挽回することを得べきは、數の固より然るべき所なり。本院の如きも一時は經濟上の不整理よりして、破綻の悲境に陥いらんとしたりしも、幸に篤志慈善家の援助を得て之が改革を断行し、今や財団法人の組織となして、既に一千円の基本金を有し、現に七十人の院児を教養しつゝあるに至れり。

伏見慈善会（明治39年設立）

伏見慈善会は三十七、八年戦役に於ける戦役に於ける戦死者の遺族並に軍籍にありて生計困難なりしものの児童を收容救護するを以て目的とし、其制は会員の組織により会費の醸集を以て之を維持し、猶不足を生ずるときは寄附金を募集することあり、現今基本金七百円を有して一箇年の経費四百円余、目下十余人の遺児を教養しつつありといふ。

以上、寄付金あるいは醸金によりて維持及び基本金の充実をはかる施設を5例あげた。

3. まとめ

明治から大正にかけての、育児事業経営の一端を限られた資料の中でみてきたが、育児事業の経営も又、当時の我邦の政治的、社会的状況に規定されて、上記の経営の類型化のうちでも、施設独自の経営は家業経営的施設経営および会員制度、托鉢、喜捨等による資金の確保という形態をほとんどの施設がとることとなる。そして施設発展と充実の可能性を導くものは、施設が何らかの事業をもつこと、あるいは寄付金を集めること、又施設によつては、北海道の開拓、造林等であつた。

施設経営の経済的基盤の強弱はただちに收容児の生活に反映したと思われ、この点についてはさらに質的な施設運営の考察を要する。

資本主義経済の発展は、被救済者の質を変容せしめ、又施設経営形態にも変化を生ぜしめる。歴史的経過と経営形態の変遷は今後の課題とし、本稿は明治から大正にかけての施設経営の類型化と若干の考察をもつて終る。